

平成 18 年度 枚方市一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

平成 18 年 3 月

枚方市 環境事業部

目 次

1. 一般廃棄物の排出量（見込み）	1
2. 一般廃棄物の処理主体	1
(1) 家庭系ごみ	
(2) 事業系ごみ	
3. 処理計画	2
(1) 排出抑制の方法	
(2) 再資源化の方法	
(3) 収集・運搬計画	
(4) 中間処理計画	
(5) 最終処分計画	
(6) 市以外の主体が中間処理（再資源化等）に供する施設の概要	
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）への対応	5
5. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）への対応	5
6. 資源有効利用促進法（PC リサイクル）への対応	5
7. 住民に対する広報・啓発活動	5
8. 報償金等の助成計画	6
9. 市が処理しないごみ	6
10. 市民の協力等	6
11. 事業者の協力等	9
12. 処理施設の整備について	9
(1) 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設の整備	
(2) 可燃ごみ焼却施設の整備	
(3) 粗大ごみ破碎処理施設の整備	
（別表 1）大型ごみ品目と内容	10
（別表 2）市が処理しないごみ	13

1. 一般廃棄物の排出量（見込み）

本市で発生する一般廃棄物の種類と排出量の見込みは以下のとおりである。（単位：ト）

種 類	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	直接搬入	合 計	動物の死体
排出量	109,411	8,933	13,307	7	975	132,633	2,500 体

（注 1）粗大ごみのうち、法第 6 条の 3 に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）

廃スプリングマットレス 1,500 台

（注 2）その他の 7 トンは研究機関から排出される実験用動物の死体等

（注 3）資源ごみには、市域内で処理する剪定枝 1,512 トン及びパンくず 90 トン、市域外で処理する木くず 1,098 トンと刈草等 445 トン及び魚あら 892 トンを含む。

2. 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分における処理主体

(1) 家庭系ごみ

種 類	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入	焼却残渣	動物の死体
収集・運搬	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)			市 (直営)
中間処理	市 (直営)	市 (委託)	市 (直営)	市 (直営)		市 (直営)
最終処分		大阪湾広域 廃棄物埋立 処分場 ※1			大阪湾広域 廃棄物埋立 処分場	

（注 1）市の排出ルールに則らない粗大ごみの収集・運搬は許可業者、中間処理は市を主体とする。

（注 2）転居廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 10 項に基づいている場合、引越荷物運送業者が所定の場所までの運搬を行うことができる。

（注 3）市が処理しないごみ（別表 2 に定める）の収集・運搬及び処分は一般廃棄物処理業者等（※2）を主体とする。

※1 資源ごみの最終処分とは、缶・びん・ガラスの不燃残渣の直接埋立を指す。

※2 一般廃棄物処理業者等とは、一般廃棄物の収集・運搬、処分若しくは再生を業として行うことができる者で、その一般廃棄物の収集・運搬、処分若しくは再生が事業の範囲に含まれる者をいう。この場合の処分についてはできる限り再生処理を優先することとする。（以下同じ）

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物に限る）

①市の処理施設で中間処理を行う場合の各処理主体

事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、市の処理施設を利用することができる。この場合の処理主体は次のとおりとする。

種 類	可燃ごみ
収集・運搬	許可業者（8 社）
中間処理	市（直営）
最終処分	大阪湾広域廃棄物埋立処分場

（注 1）市の処理施設への搬入は、許可業者に限りこれを認める。

（注 2）市が搬入を認める廃棄物は可燃ごみ（家庭系ごみ分別区分「家庭一般ごみ」に準ずる）に限る。

（注 3）事業系臨時ごみ（木くず等）については排出制限等を別途定める。

②市の処理施設以外で中間処理を行う場合の各処理主体

事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、且つ処理を市以外の者に委託する場合の処理主体は次のとおりとする。

種 類	一般廃棄物
収集・運搬	許可業者（9社）等
中間処理	一般廃棄物処分業者等
最終処分	一般廃棄物埋立処分場

（注 1）市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結するまでを委託するものとし、中間処理後の可燃残渣等を市の施設へ搬入することはできない。

（注 2）収集・運搬の主体である許可業者 9 社のうち、1 社は研究機関等から排出される実験用動物の死体等を専門に扱う業者である。

3. 処理計画

(1) 排出抑制の方法

（家庭系）

ア. 資源ごみ等の分別排出の徹底及びごみ発生抑制の PR

「広報ひらかた」に啓発記事を年 12 回掲載する。

街頭 PR や地域学習会などで 4R 推進のための「スマートライフ作戦」を普及・啓発する。

イ. 古紙等の集団回収の促進

集団回収登録団体に、回収量に応じて報償金を交付する。

ウ. 生ごみ堆肥化の促進

コンポスト容器、EM 容器の貸与と講習会の開催により堆肥化を促進する。

電動式生ごみ処理機購入補助制度については、予算の範囲で継続する。

エ. リサイクル情報の提供

リサイクル情報「あげます・ください」を市ホームページで情報提供する。

オ. 大型ごみについては有料で収集する。

（事業系）

ア. 月平均 3 トン以上の一般廃棄物を排出する事業所に対して、廃棄物管理責任者の設置及び一般廃棄物減量計画書の提出、立入り調査の実施により減量指導を行う。

(2) 再資源化の方法

（家庭系）

ア. 缶・びん・ガラスは処理を業者に委託する。

イ. 粗大ごみは破碎・選別施設において処理後、鉄類を回収し、業者に処理委託する。

ウ. 古紙等の集団回収登録団体に、回収量に応じて報償金を交付する。（詳細は「再生資源集団回収報償金交付要綱」による。）

エ. コンポスト容器及び EM 容器の貸与、電動式生ごみ処理機の購入費助成、生ごみ堆肥化講習会の実施により生ごみの堆肥化を促進する。

オ. ペットボトルは市内 35 ヶ所に回収容器を設置する拠点方式で、回収・処理を業者に委託する。

カ. 廃プラスチック容器包装の分別収集をモニター実施し、処理を業者に委託する。

(事業系)

- ア. 木くず（パレット・木枠等）は業者による再資源化と市での処理を平行する。
- イ. 公園や街路樹などの剪定枝は土木部が主体となり、所管する敷地において業者委託によるチップ化を推進する。
- ウ. 市の管理地より発生する刈草等で市の処理施設で受け入れきれない分については、再生処理が行うことができる業者に委託する。
- エ. 動植物性残渣（パンくず）は再生利用業の指定による飼料化を推進する。
- オ. 動物性残渣（魚あら）は再生利用業の指定による飼肥料化を推進する。

(3) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬する廃棄物の量 (単位：ト)

種 類	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合 計	動物の死体
排出量	71,273	4,896	13,269	90,047	2,500 体

【資源ごみの内訳】

種 類	空き缶・びん・ガラス類	ペットボトル	廃プラスチック 容器包装材
排出量	4,192	455	249

(注1) 資源ごみの計画収集量は第4期分別収集計画の数値を採用

(注2) 廃プラスチック容器包装材はモニター地区収集分

イ. 収集区域の範囲

種 類	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	動物の死体
区 域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域

(注) 資源ごみのうち廃プラスチック容器包装材の収集区域はモニター地区に限る

ウ. 収集回数等

種 類	可燃ごみ	資源ごみ (缶・びん・ガラス)	粗大ごみ	
			粗ごみ 大型ごみ	臨時ごみ
回 数	週 2 回	月 2 回	粗ごみと大型ごみはそれぞれ月 1 回 (1 世帯につき、同じ月に粗ごみと大型ごみを 1 回ずつ申し込むことができる。)	制限を設けない
直接搬入できる時間帯				
許可業者				
平 日	午前 6 時～午前 6 時 30 分、午前 8 時 45 分～午前 11 時 15 分 午後 1 時～午後 1 時 30 分、午後 3 時～午後 4 時			
土曜日	午前 6 時～午前 6 時 30 分、午前 8 時 45 分～午前 11 時 15 分			
日曜日	午前 6 時～午前 6 時 30 分、午前 8 時 45 分～午前 9 時 15 分			
一般市民				
	月・火・木・金曜日の午後 1 時～午後 3 時 30 分			

(注1) 廃プラスチック容器包装材のモニター地区の収集回数は、ペットボトル混合での収集地域は週 1 回、それ以外は月 2 回。

(注2) 「大型ごみ」とは、「大型ごみ品目一覧」(別表 1) に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、「大型ごみ品目一覧」に掲げるもの以外をいう。

エ. 収集方法

種 類	収集方法
可燃ごみ	ステーション収集（ステーションは約 10 戸に 1 ヶ所とし、中高層集合住宅については、主にドッキング式コンテナボックスやロータリードラムによる収集とする。）
粗ごみ	戸別収集（粗大ごみ予約センターにて電話受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集する。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）
大型ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて電話受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集する。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）
臨時ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて電話受付し、受付の際に収集日〔午前・午後のいずれか〕を指定する。ただし、立会いを必要とする。）
資源ごみ（缶・びん・ガラス）	ステーション収集
直接搬入	許可業者については、事前に登録した車両による搬入に限る。 一般市民については、事前に粗大ごみ予約センターにて電話で受付し、その際に搬入日時を指定を行い、指定日時に限って搬入することを認める。
動物の死体	動物の死体は粗大ごみ予約センターにて電話受付し、月曜日から木曜日の午前 9 時から午後 3 時までの受付分は当日中に収集し、午後 3 時から 5 時 15 分までの受付分は翌日の午前中に収集する。金曜日の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの受付分は当日中に収集する。

(注) 大型ごみ及び粗ごみを月に 2 回以上の申し込み、または 1 度に 7 点以上排出する場合は臨時ごみと見なし、「基本手数料 1,200 円」と「品目ごとの手数料（別表 1 参照）」を徴収する。また、申込者の希望により大型ごみと粗ごみを同時に収集する場合も臨時ごみと見なして「基本手数料」と「品目ごとの手数料」を徴収する。一般市民の持ち込み時は「品目ごとの手数料」のみを徴収する。

(4) 中間処理計画

ア. 中間処理の方法は以下の通りとする。

種 類	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	臨時ごみ	直接搬入
方 法	焼 却	選別・資源化の中間処理を民間委託により実施	破碎・選別後、鉄類は業者に処理委託、ガラス・陶器くずについては埋立し、可燃物については焼却する		

イ. 中間処理に使用する施設の概要

中間処理に使用する施設は次の通りとする。

施設名	枚方市立穂谷川清掃工場		
所在地	枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号		
形 式	第 2 プラント	全連続燃焼式	150 トン／日 × 2 基
	第 3 プラント	全連続燃焼式	200 トン／日 × 1 基
	粗大ごみ処理施設（破碎・選別施設）アイダル型シュレッダー 破碎の能力 30 トン／5 時間		

ウ. 中間処理施設に搬入される廃棄物の内訳（見込み）

区 分	直 営	委 託	許 可	直接搬入	その他	計
量	84,542		38,176	975		123,693

(5) 最終処分計画

残渣の量及び処分方法

中間処理によって生じる残渣の見込みと処分方法は次の通りとする。

残渣の発生量 (トン)	処分方法
20,922	大阪湾広域廃棄物埋立処分場に埋立

(6) 市以外の主体が中間処理（再資源化等）に供する施設の概要

施設名	所在地	処理能力	取り扱う一般廃棄物の種類	処理量 (見込)
株美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195-1	3 トン/日	実験動物の死体及び糞・マット	7 トン
木材開発株京都工場	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	200 トン/日	木くず	580 トン
木材開発株岸和田工場	岸和田市木材町 11-13	120 トン/日	木くず	360 トン
都市樹木再生センター	大東市大字龍間 698	240 トン/日	刈草等	570 トン
(有)蔵尾ファーム	枚方市春日西町 2-22-15	9.8 トン/日	パンくず	90 トン
岸和田フィッシュミール工場	岸和田市臨海町 16-1	144 トン/日	魚あら	840 トン

4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）への対応

分別収集計画に基づき対象品目のうち、ガラス製容器については定期、ペットボトルについては拠点、プラスチック製容器包装については一部のモニター地区において定期の回収とし、処理（再商品化）については独自ルートで民間の業者を活用する。紙製容器については住民による集団回収とする。

5. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）への対応

法の対象であるテレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機、エアコンの4品目については、大型ごみとしての行政回収から除外し、全て小売店による引き取りとする。

6. 資源有効利用促進法（PCリサイクル）への対応

パーソナルコンピュータについては、全て資源有効利用促進法に基づいた製造事業者等の自主回収による再資源化とする。

7. 住民に対する広報・啓発活動

ア. 減量化・リサイクルに関するイベントの開催

- ・ ごみ問題講演会の開催
- ・ ごみ減量フェアの開催

イ. 減量化・リサイクルに関するビデオ、パンフレット等の作成

- ・ 小学4年生用副読本「わたしたちのくらしと環境」の作成
- ・ 環境学習（ごみ減量編）のパンフレットの作成配布

ウ. 「ごみの分け方・出し方」等、ごみの排出ルールに関する冊子を市役所、各支所の窓口を設置して、転入者を中心に希望する市民に配布する。また、「ひらかた便利帖」や市ホームページにも掲載する。市内単身世帯の学生には大学の協力を得て、排出ルール及びごみ減量啓発等の冊子を入学時に配布する。また学内の窓口にも常時設置する。

エ. ごみ収集車両の標語を市民から募集し、選考したものを新規導入車両に随時採用する。

8. 報償金等の助成計画

ア. 集団回収に関する事業計画

※「枚方市再生資源集団回収報償金交付要綱」（平成6年3月制定）に基づき実施する。

品目 : 新聞紙、雑誌類、ダンボール等、古布、アルミ缶

単価 : 1kgにつき4円

対象団体 : 市内で半年に3回以上回収を行う非営利団体（子ども会・自治会等）、約550団体。

イ.「枚方市生ごみ処理機購入費用助成要綱」（平成12月11月制定）に基づき実施する。

対象 : 希望する市民（予算の範囲を超えた場合は抽選）

助成額 : 購入金額の1/2若しくは上限10,000円

9. 市が処理しないごみ

枚方市に処理の義務がない、または枚方市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、若しくは適正な処理が困難であるために枚方市が処理しないごみは「別表2」の通りとする。

10. 市民の協力等

ごみの種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
家庭一般ごみ	台所ごみ （料理くず・残飯・茶殻・コーヒー豆のかす・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油など） 食品包装材 （紙くず、布くず、ラップ・パックなど） 小型のプラスチック容器類 （卵のパック・ケチャップやマヨネーズなどの容器・シャンプーや洗剤の容器・サラダ油のボトル・カップめんなどの容器・持ち帰り弁当の容器など） その他小型可燃物 （スポンジ、靴、鞆、カセットテープ、ビデオテープ等） 紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・収集日の午前9時まで所定の場所に出すこと。 ・ごみ袋は市販の無色透明又は白色半透明の45リットル以下の袋を使用すること。 ・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。 ・草・落葉及び植木の剪定枝は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭一般ごみとして収集する。 ・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのある小型のプラスチック容器類は、なるべく販売店や市の回収拠点に出すこと。回収ルートのないプラスチック容器類や回収拠点が近辺にないなどの理由でごみとして出すときは、貯めずにそのつど、他の家庭一般ごみと一緒にして標準排出量（※）の範囲内で出すこと。 ・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。 ・古紙、古布類などは、なるべく地域の集団回収等に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭一般ごみと一緒にして、標準排出量の範囲内で出すこと。 ・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着させたり、固化剤等で固化させたりしてから、袋に入れて出すこと。 ・台所ごみは、よく水切りをしたうえで小袋に入れて出すこと。 ・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて出すこと。

<p>缶・びん・ガラス (資源物)</p>	<p>缶 (飲料、ペットフード、お菓子、 ミルク、食用油等の一斗缶より も小さいスチールまたはアル ミの空き缶) びん・ガラス (飲料・調味料等のびん、ガラ スコップ、化粧びん、ガラス、 耐熱ガラス等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビール瓶や一升瓶などのリターナブルびんは販売店に返却すること。 ・原則として、一般ごみと同じ場所に午前9時までに出すこと。ただし、集合住宅・団地では地区指定場所へ出すこと。 ・無色透明・白色半透明の45ℓ以下の袋に入れて出すこと。 ・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。 ・スプレー缶、カセットコンロのガス缶などは必ず使い切ってから出すこと。 ・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと。) ・割れたびん等は「ワレモノ」「キケン」のようにキケンであることを表示して出すこと。 ・缶・びん・ガラス以外のものを混入させないこと。
<p>粗ごみ</p>	<p>電気スタンド・ラジカセ・電気ポットなどの小型家庭電気製品、なべ・かま・やかん・せともの類、蛍光灯、電球、鏡、トロ箱・衣装ケース・ポリタンクなどの大型プラスチック容器類(但し1mを超えないものに限る。)、ふとん・座ぶとん、ウレタンマット、座いす、乾電池、植木を剪定したもの(業者が剪定した場合を除く)、その他おおむね1m未満でつぶれやすいもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・粗ごみの収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・粗ごみの申し込みは、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。但し、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けしない。 ・収集当日の午前9時までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。 ・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。 ・ごみには1点ごとに氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した紙を貼付すること。 ・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。 ・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブなどは着火用電池を取り除いて出すこと。 <p>粗ごみの認定</p> <ul style="list-style-type: none"> i 45ℓ用のごみ袋(無色透明又は白色半透明のポリ袋を使用のこと。)1個分は1点とする。 ii 縦・横・高さの合計が1.3m以内のダンボール箱に入ったもの1箱は1点とする。(大型ごみとして指定するものを除く。) iii 長さ1m未満のもの数点を1.5m以下のひもでしばったものは1点とする。 iv 上記i～iiiによらずに単品で排出された粗ごみは、全て1品をもって1点とする。 v 大型ごみ(指定品目以外)を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記i～iiiによって排出するときは粗ごみとして取り扱う。

大型ごみ	家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電気製品、たんす・机・ソファなどの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、別表1『大型ごみ品目一覧』に掲げるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみの収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・収集当日の午前9時までに自宅敷地内の道路際に出すこと。 ・ごみには品目ごとに氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙（ごみ処理手数料用）を貼付すること。
臨時ごみ	引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を越えるごみ。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時・多量ごみの収集は、粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・臨時・多量ごみは、収集時に立会いを必要とする。 ・午前の収集の場合は当日の午前9時まで、午後の収集の場合は午後1時までに自宅敷地内の道路際に出すこと。 ・ごみには「基本手数料」分の枚方市証紙を一番見えやすいところに貼付し、大型ごみは品目ごとに、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。 ・市のルールに基づいて出せない場合は枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼すること。
持込ごみ	粗ごみ及び大型ごみを直接清掃工場に持ち込む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・大型ごみは品目ごとに、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。
動物の死体	犬・猫・その他小動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の死体は、箱・袋等の容器に収めて排出すること。 ・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。 ・収集を依頼された場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した動物の収集処理に係る手数料分の枚方市証紙を容器に貼付すること。 ・清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。（土・日曜日は清掃工場に直接持ち込み、警備員に確認を取ること。）
動物のふん	犬・猫・その他小動物のふん	<ul style="list-style-type: none"> ・動物（犬、猫）のふんはトイレに流すこと。

在宅医療に伴うごみ	自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針等の鋭利なものや血液が多量に付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。 ・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い排出すること。 ・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて排出すること。 ・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去してから排出すること。
-----------	--	--

(注) 標準排出量とは、家庭一般ごみを排出する場合で、一回の収集日に一世帯につき 45 ℓ用の無色透明又は白色半透明のポリ袋で1個分(重量は5kg以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2個分まで出せるものとする。

11. 事業者の協力等

- ① 事業者は、自らの排出する一般廃棄物を自ら処理(運搬・中間処理・最終処分)しない場合、当該一般廃棄物の収集運搬は市の許可した収集・運搬業者等、中間処理・最終処分については市の施設または民間の一般廃棄物処理業者等により、適正に処理しなければならない。
- ② 事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を許可業者に委託した場合、
 - ア. ごみを許可業者に引き渡すときには、45 ℓ用の無色透明・白色半透明のポリ袋を使用しなければならない。
 - イ. 可燃ごみに粗大ごみを混入させてはならない。(粗大ごみは、メーカー・販売店などの引き取り、リサイクル処理、民間の一般廃棄物処理業者への委託など、適正処理が確実な処理方法によること。)
 - ウ. 可燃物以外のびん・缶等の不燃物は、資源物回収業者に委託するなどの方法により、適正処理をすること。

12. 処理施設の整備について

(1) 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設の整備

容器包装リサイクル法対象品目のうち、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装について、寝屋川市、四条畷市、交野市及び本市で構成する北河内4市リサイクル施設組合により、容器包装プラスチック選別・圧縮梱包処理施設を整備する。

(2) 可燃ごみ焼却施設の整備

周辺環境との調和、周辺環境負荷の低減、焼却溶融スラグの安全性の確保とリサイクル、積極的余熱利用に配慮し、老朽化が進む穂谷川清掃工場の第2プラントの代替施設として、(仮称)第二清掃工場の整備を計画的に推進する。

(3) 粗大ごみ破碎処理施設の整備

老朽化が進む穂谷川清掃工場破碎処理施設を(仮称)第二清掃工場内において更新し、粗大ごみ破碎処理工程での資源化率の向上と適正処理の推進をはかる。

整備する施設の概要

施設名称	処理の方法	処理能力	設置予定地	稼動時期
(仮称)第二清掃工場	焼却	120 t/日 ×2基	枚方市大字尊延寺 2949番他	平成20年
(仮称)第二清掃工場 粗大ごみ破碎処理施設	破碎	50 t/5 h	枚方市大字尊延寺 2949番他	平成22年
(仮称)北河内4市 リサイクルプラザ	選別・圧縮梱包	24 t/5 h	寝屋川市寝屋南1丁目 1645番他	平成20年

(別表 1)

大型ごみ品目と内容

種別	区	分	金額 (円)
電気製品等	食器洗い乾燥機		600
	衣類乾燥機 (ラックを除く。)		600
	ミシン	卓上型	300
		上記以外のもの	600
	電子レンジ (オープンレンジを含み、ビルトイン型のものを除く。)		600
	冷風機及び冷風扇		600
	コピー機 (業務用のもの及び電話機能が追加されているものを除く。)		600
	照明器具	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの		300	
家具・寝具等	椅子、ソファ、机、テーブル、家具調こたつ、たんす、ロッカー、本箱、おもちゃ箱、食器棚、収納棚、ハンガーラック、レンジ台、サイドボード、鏡台及びげた箱	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
	じゅうたんその他の敷物類 (幅又は奥行のいずれかが1メートル以上のものに限る。)		300
	スプリングマットレス		1,800
	ベッド (解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行及び高さのいずれかが1メートル以上のものに限る。)		300
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
台所用品等	ガス台、調理台及び流し台	ビルトイン型のもののうち、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い乾燥機等を組み込んだもの	900
		上記以外のもの	600
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300

趣味用品等	ペット小屋及び水槽	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	
	ぶら下がり健康器	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	
	電子ピアノ及び電子オルガン		1,800	
	シンセサイザー及び電子キーボード（幅が1メートル以上のものに限る。）		300	
	サーフボード及びスノーボード		300	
	スキー板（一式のものに限る。）		300	
	サイクリングマシーン		600	
	ランニングマシーン		600	
	マッサージ機（椅子式の又はベッド式のものに限る。）		1,200	
	ゲーム機（テーブル型のものに限る。）		1,800	
	マージャン台（電動式のものに限る。）		1,800	
	パチンコ台		900	
	スロットマシーン		900	
	編み機		300	
	その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	
	その他	物置（組立式のもの（家庭用に限る。）を解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行又は高さのうち、最も長い辺が1メートル以上2メートル未満のものに限る。）		900
		温室（解体したもので、かつ、解体部品の幅、奥行又は高さのうち、最も長い辺が1メートル以上2メートル未満のものに限る。）		900
洗面台		600		
物干し台（高さが1メートル以上のものに限る。）		300		
ふとん干し台		幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	
ベンチ		幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	
芝刈り機及び草刈り機		幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600	
		幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300	

障子、ふすま、ドア（鉄製は除く。）網戸等これらに類する建具	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
	幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
物干し竿及びポール（1辺の長さが1メートル以上のものに限る。）		300
アコーデオンカーテン（幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの）		300
乳母車、自転車及び車椅子		300
手押し一輪車		300
脚立及びはしご（長さ1メートル以上2メートル未満のものに限る。）		300
よしず（1辺の長さが1メートル以上のものに限る。）		300
焼却炉（家庭用の簡易な構造のものに限る。）		300
畳（1辺の長さが1メートル以上のものに限る。）		300
門扉（鉄製及び鋳物製のものを除く。）	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
	幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
フェンス（鉄製及び鋳物製のものを除く。）	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
	幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300
トタン板及び波板（幅又は高さののうち、いずれかが1メートル以上のものに限る。）		300
その他のもの	幅、奥行又は高さのうち、いずれか2つの辺が1メートル以上のもの	600
	幅、奥行又は高さのうち、いずれかが1メートル以上のもの	300

備考

- 1 複数の部分の組合せにより、1式を構成する家具類等は、1式をもって1点とする。
- 2 次の各号に掲げる大型ごみの点数の算定については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 物干し台 2本までごとに1点
 - (2) 物干し竿及びポール 3本までごとに1点
 - (3) トタン板及び波板 5枚までごとに1点

- ※ 家屋の工事に伴うものは、請負業者に引き取ってもらってください。
- ※ 大型ごみ（指定品目以外）で長さ1m未満に切り揃え、1.5m以内の紐でくくった場合は、粗ごみ1点の扱いとする。
- ※ 「トタン・波板」を臨時ごみとして多量に出す場合の排出制限は、1回につき40枚まで。
- ※ 「畳」を臨時ごみとして多量に出す場合の排出制限は、1回につき10枚まで。
- ※ 「建具」を臨時ごみとして多量に出す場合の排出制限は、1回につき10枚まで。
- ※ 自転車を臨時ごみとして多量に出す場合の排出制限は、1回につき20台まで。
- ※ 植木の枝、草花、落葉を臨時ごみとして多量に出す場合の排出制限は、1回につき100袋（くくり）まで。

(別表 2)

市が処理しないごみ

1. 市に処理責任のないごみ
 - ・産業廃棄物
2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの
 - ・自動車及びその部品(タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等)
 - ・原動機付き自転車・単車及びその部品
 - ・耕運機・農業用機械類
 - ・消火器
 - ・ピアノ
 - ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器
(テレビ(ブラウン管式)・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・エアコン)
 - ・パーソナルコンピュータ(取り替えた部品等は除く)
3. 収集・運搬が困難であるもの
 - ・ペンキ・薬剤
 - ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
 - ・汚泥
4. 破碎又は焼却が困難であるもの
 - ・カーポート
 - ・発電機(充電器)
 - ・エンジン・モーター付き機械類
 - ・コンプレッサー
 - ・シャッター
 - ・脚立・はしご(2m以上のもの)
 - ・耐火金庫
 - ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
 - ・浴槽
 - ・便器
 - ・金属製ベッド
 - ・ソーラー給湯器
 - ・電気温水器
 - ・ドラム缶
 - ・ボウリング球
 - ・ボート・ウインドサーフィンのボード
 - ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く)
 - ・鉄柱・鉄板・鉄材・鋼材類、ワイヤーロープ
 - ・鉄アレイ・ダンベル・バーベル
 - ・オイルヒーター
 - ・木材(長さが1m以上のもの、直径・厚さが10cm以上のもの、板状で厚さが5cm以上且つ幅が30cm以上のもの)
 - ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等
5. その他
 - ・仏壇(原形がわからないように解体された場合を除く。)
 - ・その他1~4に類するもの。